

マイホーム取得をご検討中の
子育て世帯のみなさまへ

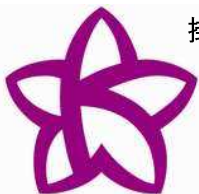
住宅の取得をお考えの子育て世帯で **最大 35** 万円交付
掛川市子育て世代向け住宅供給事業

当初**10年間**の借入金利 年**0.25%**引下げ

【フラット35】**地域連携型**（子育て支援）

【フラット35】Sとの併用で
さらに金利引き下げ

掛川市子育て世代向け住宅供給事業に関するご相談は
掛川市都市建設部都市政策課住宅政策室



0537-21-1152 (直通)

〒436-8650
静岡県掛川市長谷1丁目1番地の1 掛川市役所

【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構お客さまコールセンター

ハロー フラット35
0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

① 掛川市子育て世代向け住宅供給事業(最大35万円)

子育て世代向け住宅に認定された一戸建て住宅を新築・購入・改築し、かつ下記の条件を満たす方へ最大35万円を補助します。

＜補助額＞ 基本額(対象工事費の1/2以下) 10万円
以下の要件を満たす場合は、それぞれ補助額の上乗せがあります。
①居住誘導区域内に居住する場合 15万円
②市外から移住する若しくは移住する者が同居する場合 10万円

＜補助要件＞ 以下の条件をすべて満たす方
①「子育て世代向け認定住宅(☆)」を所有する者であること
②小学生以下の子供を持つ親であること
③同居する家族全員に市税等の未納がないこと
④新築等の工事完了から3ヶ月以内に認定申請をした者

＜申請方法＞ 下記子育て世代向け認定住宅(☆)の認定証交付日から3か月以内に補助金交付申請書を提出してください。

☆「子育て世代向け認定住宅」とは
掛川市の子育て世代向け住宅の認定基準に適合(認定証を取得)した住宅をいいます。
認定基準は全34項目あり、必須の11項目を含め7割以上(23項目)の基準をクリアすれば適合となります。

【フラット35】Sとの併用で
さらに金利引き下げ

② 【フラット35】地域連携型(子育て支援) 当初10年間 年0.25%金利引下げ

住宅を新築又は購入する方で、

「① 掛川市子育て世代向け住宅供給事業」の
「子育て世代向け認定住宅補助制度」を利用する方

【フラット35】地域連携型(子育て支援)をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、掛川市から、
「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】地域連携型を利用する場合の
「手続き」や「返済額の軽減効果」について
はこちら



掛川市子育て世代向け住宅供給事業
についてはこちら



《借入れに当たっての注意事項》 ●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。 ●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住居部分に係るものを除きます。)以内となります。また、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。 ●融資率は、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。 ●融資手数料は、お客さまの負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。 ●借入と金利は、資金受取時の金利が適用となります。 ●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。 ●借入金利は毎月見直されます。 ●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性などをより慎重に審査します。 ●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。 ●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さまの負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。 ●借入対象となる住宅およびその敷地に【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)は、お客さまの負担となります。 ●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さまの負担となります。 ●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。 ●【フラット35】地域連携型、【フラット35】地方移住支援型、【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型は、借換融資には利用できません。 ●説明書(パンフレットなど)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。(令和4年4月現在)